

小林市新市誕生 20 周年記念市勢要覧作成業務委託に係るコンペ実施要領

1 目的

本業務は、平成 18 年に旧小林市と須木村が合併し、新小林市が誕生してから 20 周年を迎える節目を記念し、市勢要覧を作成するものである。

作成に当たっては、新市誕生からの 20 年の歩みを振り返り、これまでの市民の営みに感謝するとともに、令和 8 年度にスタートする第 3 次小林市総合計画に掲げる将来都市像や主要な施策を分かりやすく周知することを目指す。

併せて、本市の基幹産業や豊かな自然、文化、観光資源等の多様な魅力を、国内外へ広く発信することで、市民のシビックプライド（郷土愛）の醸成を図るとともに、本市の認知度向上及び移住・定住・交流人口の拡大に寄与することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 小林市新市誕生 20 周年記念市勢要覧作成業務委託
- (2) 場所 小林市役所総合政策部企画政策課
- (3) 履行 期間契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜）まで
- (4) 成果品の仕様

| 品名 | デザイン仕様 | 発行部数 |
|------|--|---------|
| 市勢要覧 | A 4 判 タテ判、フルカラー、40 ページ以上、中綴じ 紙質 本文 マット紙 90 kg相当品以上、 表紙・裏表紙 マット紙 135 kg相当品以上（PP 加工） | 2,000 部 |

(5) その他の仕様

- ア 企画会議（打合せ 4 回程度）
- イ 写真撮影 200 カット以内（ドローンによる空撮含む）
- ウ 取材（旅費込み）
- エ デザイン校正（5 回以上）
- オ 市勢要覧の電子データによる提出（PDF データ）
- カ 撮影した写真や作成したデザイン、イラストデータの提出（EPS 及び JPEG 形式で提出）

(6) 業務の詳細

本業務の詳細な仕様及び条件については、仕様書の通りとする。

(7) 提案限度額

- 4,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額 400,000 円を含む。）
- なお、参考見積書の金額が、提案限度額を超過した場合は失格とする。

3 コンペ方式を採用する理由

本市が発行する市勢要覧は、新小林市誕生 20 周年という歴史的な節目において、第 3 次小林市総合計画が描く未来像をはじめ、本市の歩み、基幹産業や豊かな自然、文化、観光資源等の多様な魅力を国内外へ広く発信することを目的としている。これらを効果的に周知するため、本誌のデザインや情報の見せ方は極めて重要な役割を担う。

したがって、本誌の制作に当たっては、市の魅力を最大限に引き出す高度な企画力、読者を飽きさせない独創的な構成力、そして高品質な撮影・編集スキルに基づく芸術性が不可欠となるため、コンペ（企画提案）方式により受託事業者を選定するものである。

4 業務スケジュール（予定）

| 内容 | 日程 |
|---------------------|--|
| 実施要領等の公告（公募開始日） | 令和 8 年 4 月 17 日（金曜） |
| 質問書の提出期限 | 令和 8 年 4 月 24 日（金曜）まで |
| 質問書への回答 | 質問事業者に随時回答するものとし、令和 8 年 4 月 28 日（火曜）午後 5 時までに、参加する全ての事業者に全ての内容を電子メールで送付する。 |
| 参加表明書提出期限 | 令和 8 年 5 月 1 日（金曜） |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和 8 年 5 月 8 日（金曜） |
| 企画提案書及びラフデザインの提出締切日 | 令和 8 年 5 月 22 日（金曜） |
| 選定委員会（企画提案書審査） | 令和 8 年 5 月 29 日（金曜） |
| 審査結果通知 | 令和 8 年 6 月 3 日（水曜） |
| 契約締結日 | 令和 8 年 6 月上旬 |

※上記スケジュールは実施要領等の公告時点での予定であり、日程を変更する可能性がある。

5 指名型か公募型かの別

本市の多様な魅力を国内外へ広く発信することを目的としており、専門的な知識、経験などを有する業者からの提案を広く受ける必要があることから「公募型」とする。

6 参加資格

(1) 次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

ア 参加形態は本業務を行う能力を有し、法人格を有する単体企業とする。

イ 宮崎県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に掲げる者に該当しないこと。

エ 小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 3 号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に同条第 2 号の暴力団員を含んでいない者。

オ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日において、小林市及び宮崎県から指名停止措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

カ 国税及び地方税を滞納していない者。

- キ 令和2年度から令和7年度までの間に、地方公共団体における市勢要覧等の刊行物作成業務の受託実績があること。
- ク 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できる者

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年4月17日（金曜）から令和8年4月24日（金曜）まで
- (2) 受付方法 質問書（様式5）を電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 「13応募・問合せ先」と同じ。
- (4) 回答方法 質問事業者に随時回答するものとし、令和8年4月28日（火曜）午後5時までに、参加する全ての事業者に全ての内容を電子メールで送付する。

8 参加申込の受付及び決定通知

- (1) 受付期間 令和8年4月17日（金曜）から令和8年5月1日（金曜）まで
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下、「平日」という。）とする。
- (3) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 法人にあつては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書（発行から3か月以内のもの。写し可。）
 - ウ 誓約書（様式2）
 - エ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼同意書（様式3）
 - オ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（未納がないことが確認でき、発行から3か月以内のもの。写し可。）
 - カ 業務実績（様式4）
 - キ 業務実施体制（任意様式）
- (4) 提出方法
持参又は書留郵便により、「13応募・問合せ先」に提出すること。
なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。
- (5) 参加申込の結果通知
 - ア 参加申込の審査結果については、令和8年5月8日（金曜）までに、全ての申請者に対し参加資格確認結果通知書及び企画提案書提出要請書により、企画提案書の提出を要請し、通知する。また、参加資格要件を満たさない者に対しては、令和8年5月8日（金曜）までに参加資格確認結果通知書によりその旨通知する。
 - イ 参加資格要件のうち、暴力団排除に関する事項の審査については、提出された誓約書（様式2）の内容をもって要件を満たしたものとみなし、結果通知を行う。ただし、本市は、参加申込の受理後、速やかに関係機関への暴力団照会を実施する。審査の過程であっても、暴力団員の在籍や、提出書類に虚偽の報告があったことが判明した場合には、直ちに当該事業者を失格とする。※通知は、電子メール及び文書により行う。

9 企画提案書の提出

(1) 作成要領

別紙1「企画提案書の作成要領」参照

(2) 提出書類

- ア 企画提案書等提出書（様式6）
- イ 企画提案書（任意様式。ラフデザインを含む。）
- ウ 見積書（任意様式）

(3) 提出期間 令和8年4月17日（金曜）から令和8年5月22日（金曜）まで

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、平日とする。

(5) 提出方法

持参又は書留郵便により、「13応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(6) 提出部数正本1部、副本7部

10 審査方法

(1) 選定委員会の設置

小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、「小林市新市誕生20周年記念市勢要覧作成業務委託コンペ選定委員会」を設置する。

(2) 選定委員会の構成

選定委員会は市職員7人で構成する。

(3) 審査方法

提出された企画提案書を評価項目及び評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を優先交渉者とする。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書（ラフデザイン含む）及び見積書の内容で審査し、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

(5) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(6) 審査結果の通知・公表

選定結果は、審査・採点後に、全ての提案事業者に書面で通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

また、選定結果通知日の翌開庁日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受注候補者の名称、点数

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受注候補者と小林市の間で、契約の締結に向けて、業務内容、仕様書等について協議し、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、小林市財務規則（平成 18 年規則第 64 号）第 114 条第 3 項の規定に該当するときは免除する。

(3) その他

ア 契約代金の支払いは完了払いとする。

イ 受注候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式 7）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を受注候補者とし、契約の締結に向けた協議を行う。

1.2 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに小林市新市誕生 20 周年記念市勢要覧作成業務委託コンペに係る提案書が到達しなかった場合

イ 見積金額が、提案上限額を超えている場合

ウ 審査の公平を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本コンペに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 企画提案書は、1 者につき 1 提案に限る。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提出書類は、受注候補者選定以外の目的では使用しない。

(6) 本業務に関する情報公開請求があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

参加事業者から公開請求があった場合、当該事業者に係る評価点は公開するが、講評については非公開とする。また、他の参加事業者に係る評価点及び講評については、非公開とする。なお、第三者から公開請求があった場合には、受注候補者の名称及び点数並びに参加事業者数のみを公開する。

また、企画提案書等を含むすべての提出書類については、請求者が参加事業者であるか第三者であるかを問わず非公開とする。

これらの情報の公開期間は当該年度末までとする。

(7) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(8) 提出期限以降における提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(9) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効にするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

1.3 応募・問合せ先

〒886-8501

宮崎県小林市 300 番地

小林市総合政策部企画政策課

電話 0984-23-0456（直通）

E-mail info@city.kobayashi.lg.jp